

木屋瀬中学校部活動のきまり

1. 部活動の構成

- (1) 各部は顧問教職員および外部講師（※以下、顧問）によって指導される。
- (2) 各部には、生徒の部長（部によっては副部長）を置く。
- (3) 生徒は自分の希望する部に入部することができる。
- (4) 入部の際には、学校が準備する入部届を学級担任を通じて顧問に提出する。
- (5) 年度途中で部の変更は原則として認めない。ただし、事情によっては、それぞれの顧問と相談の上、変更を認めることがある。
- (6) 退部の際には、退部届を学級担任を通じて顧問に提出する。
- (7) 顧問の欠員や部活動生徒の減少によって廃部になることがある。

2. 部活動の決まり

- (1) 各部長は部員の代表としての自覚をもって部員を掌握し、要望を取りまとめて計画の推進に努める。副部長はこれを補佐する。
- (2) 練習への参加、不参加や練習態度等で部員同士での罰を与えてはならない。
- (3) 練習時刻は17:00を原則とする。ただし、顧問のいる場合は、その顧問の裁量に任せる。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日に活動する部活動については次のことを守る。
 - ① 昼食が必要なときは、必ず家から昼食を持参する。活動に必要なもの以外は持ち込まない。
 - ② 練習への参加における自転車の使用は認めない。
- (5) 部室は更衣を主な目的として使用する。部室の管理は部長が責任を持って行い、部員とともに整理整頓をし、清潔を保つようにする。関係者以外の者を入室させてはならない。
- (6) 施設・用具の使用については必ず部長が責任を持って指導する。使用器具、ボール等の管理をきちんと行う。
- (7) 登下校中の服装は制服を着用すること。ただし、土曜日、日曜日、祝日の場合は体操服又は部活で決められた服装で登校してもよい。
- (8) 早朝の練習を行う場合については次のことを守るようにする。
 - ① 練習時間は顧問の裁量によるものとする。終了時間は8:10とする。
 - ② 自主的トレーニングを主たる目的とする。したがって参加・不参加・練習態度等を理由に部員同士で罰を与えてはならない。
 - ③ 終了後、直ちに更衣・後始末をして、8:25までに教室に入り朝自習を行う。
 - ④ 練習には必ず顧問が監督をし、生徒だけで練習を行うことはできない。

3. 遵守事項

- (1) 部室の不正使用をしない。部活動以外の部室の使用は禁止する。
- (2) ジュースや菓子類の飲食及び外食は禁止する。
- (3) 体育系の部活動の服装は華美にならないものとする。
- (4) 部活動の下校については、集団下校とし、途中で買い食いや寄り道をしない。活動終了後はただちに下校する。他の部活動の生徒は待たない。
- (5) 携帯電話は、土曜日、日曜日、祝日も、校外においても、部活動に持って来てはならない。

4. その他

- (1) 定期考査前の活動は原則として1週間前から中止とする。ただし、公式戦前などの特別の理由のある場合は顧問教師の裁量に任せる。早朝練習もこれに準ずる。
- (2) 顧問教師がいない場合は、活動を中止する。ただし、代わりが出来る教師がおり、事故やトラブル等に対応できる場合は活動できる。その場合、顧問代理の指示に従い、終始の連絡を必ず行う。
- (3) 校則や部活動のきまりに違反したり、木屋瀬中学校生徒として好ましくない行動があった場合は次の処置をする。
 - ① 休部
ア 買い食い
イ 部室の目的外使用
ウ 携帯電話の許可違反
エ 部員間の暴力行為やいじめ
オ その他、木屋瀬中学校の生徒としてふさわしくないとされる行動については、顧問の判断で休部処置を行い、日数も設定できる。
※ 休部中は休むのではなく、活動を自粛し、部の名誉回復に努めるような活動をする事。
 - ② 廃部
ア 休部を繰り返し起こす部については、職員会議にかきつけて廃部処置にすることもある。
イ 成立条件を2年連続で満たさない部。
- (4) 生徒は卒業するまで部員としての自覚を持ち、木屋瀬中学校生徒として責任ある行動をすること。